

### 3 現状と課題

現状については、前掲の表1のとおりである。心身障害児の教育相談は、心身障害児総合療育センター等の医療機関との密接な連携のもとに進めた。なお、心身障害児の処遇に関しては、比較的早い時期からの援助、さらに障害そのものばかりでなく、二次的な問題である心理・社会的不適応に関する援助が重要である、その認識の啓蒙・啓発が必要である。

また、三つの相談形態（来所相談・巡回相談・地域相談）による相談活動を充実させることに努めるとともに、相互に補完的な役割を果たせるようにするため、更に機能の連携を促進して心身障害児教育相談のより一層の充実を図る必要がある。

## 第3節 教職員研修事業

### 1 研修講座内容の充実

本年度は、県教育委員会が行う研修体系が、基本・職能・専門・特別の4研修区分に変更されて、2年目の年である。

### 2 教職員の研修講座

講座名	期間	参加人数	主な研修内容
養護教育中級講座 —聴覚障害—	10 / 30 } / 11 / 1	聾学校 1名	「教職と研修について」「心身障害児理解の視点と方法」「学習指導案作成の要点」「学習指導案の作成」「聴覚障害児の実態に応じた指導法の工夫と改善」「養護・訓練の考え方と進め方」「学級経営の在り方と進め方」
養護教育中級講座 —精神薄弱—	10 / 16 } / 10 / 18	養護学校 3名	「教職と研修について」「心身障害児理解の視点と方法」「学習指導案作成の要点」「学習指導案の作成」「精神薄弱児の実態把握と対応の在り方」「問題行動の理解と対応の仕方」「学級経営の在り方と進め方」
養護教育中級講座 —肢体不自由—	10 / 30 } / 11 / 1	養護学校 1名	「教職と研修について」「心身障害児理解の視点と方法」「学習指導案作成の要点」「学習指導案の作成」「養護・訓練指導上の諸問題」「学級経営の在り方と進め方」
養護教育中級講座 —重複(情緒)障害—	10 / 16 } / 10 / 18	盲学校 1名 養護学校 10名	「教職と研修について」「心身障害児理解の視点と方法」「学習指導案作成の要点」「学習指導案の作成」「情緒障害児の実態把握と対応の在り方」「学級経営の在り方と進め方」「重複障害児の学習指導の留意点」
養護教育上級講座 —視覚障害—	8 / 22 } / 8 / 24	盲学校 7名	「教師論」「心身障害児の発達と課題」「学習指導案作成の要点」「学習指導案の作成」「視覚障害児の実態に応じた指導法の工夫と改善」「養護・訓練の考え方と進め方」「養護・訓練指導上の諸問題」
養護教育上級講座 —精神薄弱—	7 / 25 } / 7 / 27	養護学校 21名	「教師論—現代の教師に期待されるもの」「精神薄弱児の医学」「学習指導案作成の要点」「学習指導案の作成」「精神薄弱児の指導の在り方」「養護・訓練の考え方と進め方」
養護教育上級講座 —肢体不自由—	7 / 3 } / 7 / 5	養護学校 11名	「教師論」「肢体不自由児理解と対応の実際」「学習指導案作成の要点」「学習指導案の作成」「脳性まひ児の言語訓練」「肢体不自由児の養護・訓練指導上の諸問題」「学級経営の諸問題」

養護教育センターで行う研修は、「専門研修」に位置づけられている。関係教職員に対して、専門的内容についての研修を行い、指導力の質的向上を図るとともに、学校及び地域社会における養護教育の推進と充実に資することを目的として、特に次の点に努力した。

- (1) 基本研修として、悉皆研修として位置づけた教職経験5年を持つ教員に対して「経験者研修Ⅰ（養護教育中級講座）」を、教職経験10年を持つ教員に対して「経験者研修Ⅱ（養護教育上級講座）」を新設した。希望・推薦研修として位置づけた教職経験20年を持つ教員に対して「経験者研修Ⅲ（Ⅱの講座で代替）」を新設した。
- (2) 心身に障害のある児童生徒の就学指導の重要性にかんがみ、「心身障害児就学相談研修講座」を二つに分けて実施した。就学指導・相談の進め方に関する実践力の養成を図るため内容の吟味に努めた。
- (3) 各講座とも、児童生徒の障害の重度化、重複化、多様化に応じた教育的対処のあり方、当面する各学校・学級における教育的課題等を考慮して、講座の内容を構成し、指導実践に役立つ充実した研修ができるように努めた。